水道法（昭和32年法律第177号）第16条の２第１項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

令和４年１０月３日

大阪広域水道企業団企業長　永藤　英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第388号	株式会社辻工業 辻　邦一	大阪府富田林市錦織北二丁目３番３号	令和４年10月３日	令和９年10月２日